

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和7年 4月1日 現在

川西赤十字病院

平成12年3月17日付厚生省告示第72号に基づく「厚生大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

[入院基本料に関する事項]

一般病棟

1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分から夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方4時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

療養病棟

1日に5人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護助手）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分から夕方4時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方4時30分から朝8時30分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

[特定療養費に係る事項]

1 特別の療養環境の提供

・個室使用料 1日 3,300円（税込）

2 入院期間が180日を超える場合の入院料に係る特別の料金について

入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を180日超に係る特別の料金『選定療養費（保険外負担金）』として下記の料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の85%については保険対象となります。この部分についても保険の負担割合に応じて自己負担していただきます。

180日を超えて入院する場合の選定療養費(1日当たり)

入院基本料の15%	2,193円(非課税)／日
急性期一般入院料4(1,462点)	

これに係る入院期間の計算は、保険医療機関（病院等）単位ではなく、患者様単位となるため、他の保険医療機関（病院等）での入院期間も通算されます。

ただし、この選定療養費は従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

（詳細につきましては厚生労働省のHPをご参照ください。）